

令和8年1月23日

お 知 ら せ

課名	岡山県産業労働部 マーケティング推進室
担当	丁田・安藤
内線	5141・5142
直通	086-226-7365

県産品販路拡大支援事業補助金の募集を開始します！

物価高騰の影響を受ける県産品の製造事業者の商品開発や展示会出展、米を原料とする加工品の仕入れ価格上昇分の一部を補助する制度を創設し、次のとおり募集を開始しますので、お知らせします。

1 事業内容

(1) 商品開発・テストマーケティング事業

新たな商品開発やその開発した商品のテストマーケティングに要する経費に対し補助金を交付する。

対象者 県内に事業所等を有し、県産品を製造する中小企業者

対象経費 試作品製作に要する開発費、テストマーケティングに要する経費

補助率 1／2（上限 1,000 千円、下限 250 千円）

(2) 国内展示会出展事業

国内の展示会（県内を除く。）の出展に要する経費に対し補助金を交付する。

対象者 県内に事業所等を有し、県産品を製造する中小企業者

対象経費 展示会出展料、装飾費、広報費等

補助率 1／2（上限 250 千円、下限 100 千円）

(3) 海外展示会出展事業

海外の展示会の出展に要する経費に対し補助金を交付する。

対象者 県内に事業所等を有し、県産品を製造する中小企業者

対象経費 展示会出展料、装飾費、広報費、通訳・翻訳費、海外渡航費等

補助率 1／2（上限 300 千円、下限 100 千円）

(4) 原料米価格高騰対策

米を主たる原料とする加工品の原料米仕入れ価格の上昇分に対し補助金を交付する。

対象者 県内に事業所等を有し、米を主たる原料とする県産品を製造する中小企業者（当該県産品が主たる商品の事業者に限る。）

対象経費 令和7年産の原料米（県産米に限る。）の仕入れ価格上昇分

補助額 令和7年産原料米（岡山県産米）の購入量 × 価格上昇分（1俵当たり 4千円上限）

※（1）～（4）に重複して申請することは可能

2 申請受付期間

令和8年2月6日（金）10時から令和8年3月23日（月）17時まで

3 申請方法及び問合せ先

○ (1) ~ (3) について

申請方法：電子申請

申請ホームページ

<https://www.okachu.or.jp/kensanpin-2/>

※先着順。予算額に達した場合、早めに受付を終了することがあります。

専用サイト二次元コード



問合せ先

岡山県中小企業団体中央会

県産品販路拡大支援事業受付係

TEL : 086-224-2245

E-mail : kensanpin2@okachu.or.jp

○ (4) について

様式掲載サイト二次元コード

申請方法：メール及び郵送



申請先・問合せ先

・岡山県酒造組合・岡山県味噌醸造協同組合に加盟している組合員の方は各組合に提出

・その他の方

〒700-0824

岡山市北区内山下 2-4-6

岡山県産業労働部マーケティング推進室

TEL : 086-226-7365

E-mail : marketing@pref.okayama.lg.jp

※予算を超える申請があった場合は、予算の範囲内で配分し、補助金の額を決定します。

※なお、本件に関しては、県政記者クラブと経済金融記者クラブに同時にお知らせしています。

岡山県内の
県産品事業者
のみなさまへ

令和7年度補正予算 県産品販路拡大支援事業

県産品の製造事業者を対象とした商品開発や展示会出展に要する経費の一部を補助することによって、地域資源を活用した製品の高付加価値化及び販路拡大に資する取組を支援します。

事業の区分	補助限度額	事業内容	補助対象経費
(ア) 商品開発・ テストマーケティング事業	上限：100万円 下限：25万円 予算：5,000万円	新たな商品開発やその開発した商品のテストマーケティングに要する経費に対して補助金を交付します。	<ul style="list-style-type: none">開発費：新商品開発に伴うパッケージデザインや試作開発等の経費委託・外注費：外注加工、市場調査、商品検査等の業務借料・展示会等出展費：事業の実施期間中に開発した新商品テストマーケティングに係る会場借料、県内外展示会出展料・什器費・装飾費広報費：事業の実施期間中に開発した新商品に係るパンフレット・チラシ等宣伝材料作成費、デジタル広告・新聞・雑誌等による宣伝広告費
(イ) 国内展示会出展事業	上限：25万円 下限：10万円 予算：1,000万円	国内展示会等（県内を除く。）の出展に要する経費に対して補助金を交付します。	<ul style="list-style-type: none">展示会等出展費：国内（県外に限る。）展示会等の出展料・什器費・装飾費広報費：パンフレット・チラシ等宣伝材料作成費、デジタル広告・新聞・雑誌等による宣伝広告費
(ウ) 海外展示会出展事業	上限：30万円 下限：10万円 予算：900万円	海外展示会等の出展に要する経費に対して補助金を交付します。	<ul style="list-style-type: none">展示会等出展費：海外展示会等の出展料・什器費・装飾費・展示物等輸送費（倉庫保管料及び保険料を含む。）広報費：パンフレット・チラシ等宣伝材料作成費、デジタル広告・新聞・雑誌等による宣伝広告費通訳・翻訳費：海外展示会における通訳費、海外展示会で使用する広報に係る翻訳費海外渡航費：海外展示会出展料の負担を伴う役職員の航空賃及び宿泊費

※応募審査時に対象外経費が発生し、補助金額が下限を下回った場合、補助対象外となりますのでご注意ください。

※（ア）、（イ）、（ウ）に重複して申請することは可能です。

申請受付期間

令和8年2月6日（金）10:00～3月23日（月）17:00

※先着順、予算額に達した場合、早めに終了する場合があります。

申請の流れ



※書類不備の場合、受付できませんので、必要書類が揃っているかチェックリストで確認した上で申請してください。ただし、再申請時には予算額に達して、受付できない場合もあります。

※申請受付は応募フォーム (<https://www.okachu.or.jp/kensanpin-2/>) のみとなります。

補助率

1/2
以内

※裏面もご確認ください

事業の実施期間

令和8年2月1日（日）～令和9年1月31日（日）まで

※期限までに納入・支払の完了しないものは対象となりません。

補助対象事業者の共通要件

中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第2条第1項に規定する中小企業者及び個人事業主、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項第6号から第8号に定める法人（企業組合、協同組合等）であって、岡山県内に主な事業所を有し、次のいずれかの基準を満たす加工食品及び非食品の製造事業者

- ①岡山県内において製造又は加工の最終段階が行われていること
 - ②岡山県外において製造又は加工の最終段階が行われているものにあっては、当該商品において重要な部分を占める原材料が岡山県産であること
 - ③上記以外の商品であって、岡山県のイメージアップ及び知名度向上等に資すると岡山県知事が認めたもの
- ※ただし、機械系ものづくりの製造品（石油・石炭製品、プラスチック製品、ゴム製品、鉄鋼、非鉄金属、金属製品、はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具及び輸送用機械器具）を除く。

補助対象とならない経費

- ・補助事業の目的に合致しないもの
- ・必要な経理書類（見積書・相見積書・発注書又は契約書・請求書・銀行振込控・出展報告書等）を用意できないもの
- ・令和8年1月31日以前に発注・契約、購入及び支払い（前金含む。）等を実施したもの
※令和8年2月1日以後の支出であっても、上記必要な経理書類が整わない場合は対象外
- ・現金、手形、小切手及びファクタリング（債権譲渡）による支払等
- ・各種手数料（振込手数料等）
- ・公租公課（消費税及び地方消費税、国際観光旅客税を含む。）
- ・申請に要する経費
- ・補助事業の実施に係る自社の人事費
- ・支払利息及び遅延損害金
- ・社内の役員・従業員や代表者・役員の親族（3親等以内）へ発注しているもの、あるいは代表者・役員の親族（3親等以内）が代表又は役員に就いている事業者へ発注しているもの。財務諸表等規則第8条で定義されている親会社、子会社、関連会社及び関係会社へ発注しているもの
- ・機械設備、建物、構築物の購入等に要する経費
- ・国、県、市町村、公的・民間団体から交付される他の補助金が充当されている経費
- ・他の県事業により展示会に出展する場合、当該展示会に係る経費
- ・上記の他、公的な資金の用途として社会通念上不適切と認められる経費
※補助対象経費に該当するものであっても、審査により減額査定することがあります。

お問い合わせ先

岡山県中小企業団体中央会 県産品販路拡大支援事業受付係

TEL：086-224-2245（平日：9:00～12:00、13:00～17:00）

 Mail : kensanpin2@okachu.or.jp

URL : <https://www.okachu.or.jp/kensanpin-2/>

専用サイト二次元コード



原料米価格の
高騰にお困り
の製造事業者
の皆さんへ

県産品販路拡大支援事業補助金

原料米価格高騰対策

高騰する米を主たる原料とする県産品事業者の負担軽減を図るため、原料米仕入れ価格の上昇分に対し助成します。

対象者

県内に事業所等を有し、米を主たる原料とする県産品を製造する中小企業者

裏面参照

補助額

令和7年産原料米（岡山県産米）の購入量×価格上昇分（1俵当たり4,000円上限）

※玄米以外の状態で購入した場合、玄米に換算した数量

補助対象とする原料米

令和8年12月31日までに購入する令和7年産米（岡山県産米）

補助上限額

次のいずれか低い額

- 令和6年産原料米（岡山県産米）の購入量×4,000円
※令和7年産米購入量>令和6年産米購入の場合 → 令和6年産米購入量×4,000円
- 800万円

予算額

8,640万円

予算額を超える申請があった場合は、全申請者の申請額に応じて予算額の範囲内で配分し、補助金の額を決定します。

交付申請受付期間

令和8年2月6日（金）～3月23日（月）17:00（必着）

提出書類

交付申請時

- ①補助金交付申請書
- ②添付書類
 - ・県産原料米購入計画書
 - ・県税納税証明書
 - ・令和6年産原料米の購入に係る証憑書類
(生産年、産地、購入費、購入量等が分かる書類)

事業完了時

- ①実績報告書
- ②添付書類
 - ・県産原料米購入計画書
 - ・令和7年産原料米の購入に係る証憑書類
(生産年、産地、購入費、購入量等が分かる書類)

岡山県酒造組合・岡山県味噌醸造協同組合に加盟している組合員は、各組合に申請をお願いします。

※裏面もご確認ください

補助対象者判断フローチャート

1 岡山県内に本社 又は 主な事業所があるか？

NO YES ↓

2 中小企業者 又は 個人事業主か？

NO YES ↓

3 加工食品の製造事業者か？

NO YES ↓

4 次のどちらかを満たすか？

- ①岡山県内において、製造又は加工の最終段階が行われている
- ②最終段階は県外だが、重要な部分を占める原材料が岡山県産

NO YES ↓

5 次の米加工品を製造しているか？

- ①清酒、焼酎、その他米穀を原料とする酒類
- ②加工米飯（肉又は魚、甲殻類、軟体動物、その他の水棲動物の仕込時の混入割合が3%以上である密封包装したレトルト米飯、冷凍米飯等であって2ヶ月以上の保存に耐えられるもの）
- ③味噌、その他米穀を原料とする調味料
- ④米穀粉、玄米粉、その他これらに類するもの
- ⑤米菓、その他米穀を原料又は材料とする菓子
- ⑥玄米茶、ビタミン強化米、甘酒、アルファ化米又はアルファ化米を原料とする製品、漬物もろみ、朝食シリアル、乳児食、ライス・スター、煎り玄米スープ、包装もち、水産練製品及び米穀粉混入製品
- ⑦その他岡山県知事が特に必要と認めたもの

NO YES ↓

6 5の米加工食品の売上額が、前年度において売上額全体の50%以上を占めているか？

NO YES ↓

7 除外要件（暴力団、県税未納等）に該当しないか？

NO YES ↓

補 助 対 象 外

補 助 対 象 者

お問い合わせ先・申請先

岡山県産業労働部マーケティング推進室

〒700-0824 岡山市北区内山下2-4-6

電話: 086-226-7365 (直通) mail: marketing@pref.okayama.lg.jp

岡山県酒造組合・岡山県味噌醸造協同組合に加盟している組合員は、各組合に申請をお願いします。



様式掲載サイト二次元コード